

伊佐市第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月20日(水) 午前9時00分から11時15分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員

会長職務代理者 欠席

委 員 1番委員 2番委員 3番委員 4番委員

5番委員 6番委員 8番委員 9番委員

10番委員 11番委員 12番委員 13番委員

14番委員 15番委員 16番委員 17番委員

18番委員 19番委員

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

12番委員 13番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前9時 00分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、20番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成り立ちます。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
12番委員と13番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。
議案7号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見の聴取については議案でなくその他で協議したいと思っております。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知と報告2号農業用生産施設届出につきまして報告をお願いします。

事務局 報告「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料の1～2ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が7件、ありましたので、ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号の、「経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。

3ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、埼玉県白岡市実ヶ谷にお住まいのKZ氏です。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのMH氏で、年齢は38歳、自治会は荒田下で、経営面積は2,335㎡となっていますが、農業生産法人「MH」の代表者として合計67,626㎡を耕作しておられます。

土地の所在地は、菱刈荒田字餅ヶ丸、地目は田で、面積は、1,696㎡です。

あっせん委員といたしまして、15委員、12委員をお願いいたしました。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

6-1ページの総括表をお開きください。

期間は3年から10年で、面積は、田、15,040㎡、畑、13,525㎡の合計28,565㎡です。

利用権の設定をする者の数10人、設定を受ける者の数8人です。

土地の明細につきましては、4ページから6ページの整理番号1番から10番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしくお願いたします

議長

只今事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議	長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。
議	長	整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。 8番委員。
8 番 委 員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番を8番が報告いたします。</p> <p>申請人で譲受け人、MHさん64歳、伊佐市大口原田に居住され、自治会は原田です。</p> <p>譲渡し人、KTさん80歳、宮崎県宮崎市青島二丁目に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字原田、地目は畑、地籍は153㎡で、申請人の居住地から東へ50m位の所にすべて位置しています。</p> <p>現況は何も耕作はされていませんでしたが、耕作出来る状態に管理はされてきました。</p> <p>受け人の経営面積は、4,221㎡ではありますが、7月の総会で2,989㎡が利用権の設定が許可されており、合計7,180㎡で取得可能面積であり、農業従事者は3名で、所有権移転売買により経営規模の拡大です。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>8番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定しました。</p>

議 長	整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 12番委員。
12番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る8月15日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。 申請人YMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町、年齢は27歳です。 渡し人、YKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町、年齢は56歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字普春庵他5筆、地目は畑と田になっていません、地籍は合計で5,457㎡、所有権移転贈与であります。 受け人の経営面積は11,814㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は3名で、通作距離は自宅より500m位置しています。現況は良く管理された畑と田です。 経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと認められますので、許可相当と認められます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議 長	12番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号2番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定しました。
議 長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 15番委員。
15番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、現地調査を16日に行いましたので15番が報告いた

します。

受人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのSSさん、自治会は瓜之峰で、年齢は64歳です。

渡し人は、始良市加治木町新富町にお住まいのSYさんです。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字小稚ケ尾御、地目は田、面積は1,754㎡です。

受け人の経営面積は、17,512㎡で、取得可能面積であります。

譲渡理由は、渡し人は耕作不便、低生産地のため、受け人は経営規模拡大で、法律関係は所有権移転売買であります。

申請地の位置は本城のスカラーから約500m位置の所に位置しています、現況は転作水田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 15番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
1番委員。

1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番を、去る8月17日に申請人にYTさん立会のもと、現地調査をいたしましたので1番が報告いたします。

渡し人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのKKさん80歳、自治会は小路です。

受人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのY Tさん61歳、自治会は桜馬場です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷で、地目は田、面積1,134㎡と、徳辺字小屋敷1514で、地目は田、面積1,989㎡で、良く管理された水田であります。

申請地の位置は、農協の旧徳辺支所より新川方向に150mの所です。東は水田、西は農道、南は水田、北も水田です。

受人の経営面積は11,887㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は1名で、法律関係は所有権移転売買であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしませす。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りしませす。
整理番号4番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しませす。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めませす。
9番委員。

9 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、8月17日に現地調査を行いましたので9番が報告いたしませす。

申請人UYさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は上之馬場で、年齢は36歳であります。

渡人SAさんは、福岡市博多区吉塚3丁目に居住され、年齢は74歳であります。

申請地は、伊佐市大口大田字狩迫で、地目は田、地籍は4 1 2 m²、大口大田字鶴ノ前で、地目は田、地籍は3, 0 0 2 m²他3筆で、合計5筆の6, 3 3 4 m²で贈与であります。

受け人の経営面積は7 2, 9 7 4 m²で、取得可能面積であります。

農業従事者は4名で、通作距離は自宅より3キロ位で、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めまます。
14番委員。

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る8月16日に、申請人MT氏立会のもと、現地調査いたしましたので14番が報告いたします。

申請人MT氏は、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は69歳です。

譲渡人、NEさんは、始良市西餅田に居住されております。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田他6筆、地目は田で、4筆の合計面積は6, 0 2 8 m²で、地目は畑で、3筆の合計面積は1, 4 5 8 m²で、7筆合計面積は7, 4 8 6 m²で所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は4 7 4 m²ですが今回7, 4 8 6 m²を所有権移転売買で取得されまますと、取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約500m位の所に点在して

おり、良く管理された農地であり経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議 長 14番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということございませすので、お諮りしませす。
整理番号6番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しませました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数6件について、6件の許可が決定しませました。

議案第3号

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めませす。
18番委員。

18番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について、整理番号1番について去る8月15日に申請人KRさんの息子さんが、代理として立会っていただき、17番委員、18番委員、21番委員の3名で共同調査をいたしませましたので18番が報告いたしませす。

申請人は、伊佐市大口大田にお住まいのKRさん、年齢は65歳であります。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷の下、地目は田、地籍は890㎡であります。

申請地の位置は、MGMパチンコ店の駐車場の道路を挟んで隣接地であ

ります。

周囲の状況は、東側は田、北側は道路、西側は農道を挟んで田、南側は田であります、除外目的は除外後農家住宅を建築する計画になっております。

この申請は具体的な転用計画があり農業振興周辺部であり、水田がつながっている所はこの申請地が最後であり、後は市道を挟んで駐車場でありますので、除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。

以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

18番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

2 番 委 員

はい

議 長

2番委員

2 番 委 員

議案第1号の「経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意見決定で利用権設定が行われた農地に入っていますが。

議 長

事務局

事 務 局

KRさんの息子さんが、3年前にUタウンされ農業を継ぐと言う事で利用権設定されましたまた、農家住宅の建設計画もあり、農業振興地域の除外申請をされております。

息子さんが農家住宅を建設される時には合意解約をして、5条申請で息子さんに贈与されるよう指導してあります。

議 長

農家住宅を建設される時には合意解約をして、5条申請をされると言う事です。それでよろしいですか。

他にご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議	長	なしということですので、お諮りします。 18番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 12番委員。
12番委員		議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出の意見決定について、整理番号1番について去る8月15日に、申請人MTさん立会のもと、11番委員・12番委員・13番委員3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。 請人MTさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は荒瀬であります。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈川南字堂山、地目は田で、面積1,839㎡であります。 申請地の位置は川南温泉と亀甲温泉との中間より南へ150m位に位置しております。 現況は転作田で飼料を作付されております。 周囲の状況は、北、東側は宅地、南側は山林、西は畜舎であります。 用途区分変更申請は、経営規模拡大による畜舎建設であります。 用排水路は確保されております。 当申請は、3名で協議した結果、用途区分変更することで周囲の農地の与える影響が無いものと思います。 添付書類として、全部事項証明書、字図、その他必要書類がすべてそろっています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。
議	長	12番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、お諮りします。 12番委員の調査報告のとおり、用途区分変更の意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

10番委員。

10番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、調査の結果を10番が報告いたします。

去る8月15日に、8番委員、9番委員、10番委員、T行政書士立会のもと、共同調査を行いました。

申請人福岡市博多区西月隈6丁目にお住まいの、MTさんであります。

申請地の所在地は、伊佐市大口原田字宮脇、地目は畑、地籍は313㎡で、現況は宅地で家が建っております。

転用目的は一般住宅となっておりますが、父親が20年前の家を建築し今回相続の手続きをした時に地目が畑のままである事に気づき今回申請するものであります。

申請地の所在地は、大口温泉病院の西側交差点の角であり西側は道路、南側は畑、北側は道路、東側は宅地であり、農地区分は、第2種農地であります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する計画書及び誓約書、始末書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、しかたないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
10番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に

賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

議案第5号

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

1番委員。

1番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について報告いたします。

去る8月15日にK行政書士氏立会いのもと、2番委員、3番委員、1番委員で現地調査いたしました。

渡人は、出水市福ノ江町にお住まいのHHさんであります。

受人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいのNKさん、年齢64歳、自治会は桜馬場であります。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷で、地目は田、地積は169㎡、転用目的は駐車場です。

昭和57年に旧H農業協同組合はT支所として事務所と店舗を開設して利用していましたが、合併で閉鎖し今回売買することで、地目が田で有ることがわかり今回申請するものであります。

本申請の所在地は国道德辺信号を、徳辺方向に1キロ位行った農協T支所後地で、東は田、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状、始末書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、やむをえないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議	長	<p>1番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>1番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>2番委員。</p>
2番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、2番が調査の結果を報告いたします。</p> <p>去る8月15日に1番委員、3番委員と私2番委員で共同調査いたしました。</p> <p>立会人として、行政書士のK氏が出席しております。</p> <p>受人は、伊佐市菱刈田中にお住まいのYYさん年齢27歳であります。</p> <p>渡人は、出水市福ノ江町にお住まいのHHさんであります。</p> <p>本申請は所有権移転売買であり、転用目的は一般住宅の利用であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷で、地目は田、地積は500㎡であります。</p> <p>農地区分は第1種農地集団性のある農地で、10ha以上の集団性のある農地であります。</p> <p>本申請の所在地は国道德辺信号を徳辺方向に1キロ位行った農協T支所後地で有り、東側は農道、西側は県道、南側は宅地、北側は雑種地であり周囲に与える影響は無いものと思われます。</p> <p>現況は雑種地であり、昭和57年に旧農協T支所の倉庫や駐車場として使われてきましたが、今回売買することで農地転用がされていなかった事が分かり始末書が添付されております。</p> <p>汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽を設置するとの事です。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚水排水処理確約書、資金証明書、委任状、始末書等が提出されております。</p>

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長 2番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
2番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る8月15日、行政書士のOさん立会いのもと、4番委員、6番委員と私5番委員の3人で、共同調査いたしましたので5番が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口里の医療法人Kで有ります。

譲渡人、KMさんは、神戸市戸塚区鳥が丘に居住され、年齢は73歳であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は駐車場を設置するもので有り、現在職員専用の駐車場が不足しているとの事であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字井手原、地目は畑、地積は751㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、西本町の交差点から井手原自治会方面に市道を約200m位行った左側に位置しており、北側が道路の他は宅地の囲まれた畑であります。

なお、駐車場内の雨水につきましては、道路側溝に流し、周囲に与える影響は無いものと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、戸籍の附票、不在住証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、定款、被害防除に関する計画書、被

害防除に関する誓約書、残高証明書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議しました結果、やむをえないものと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
5番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請3件のうち、許可及び諮問3件が決定しました。

議案第6号

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

16番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る8月15日に、行政書士K氏立会のもと、14番委員、15番委員、16番委員で共同調査をいたしましたので16番が報告いたします。

申請人は、鹿屋市礼元1丁目にお住まいのYMさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口下殿字原ノ前、地目は畑、地積は1,174㎡であります。

状況は、こうじ、雑木や竹、杉等が茂って20年以上経過している所でした。

非農地となった時期、理由としまして、当該申請地は、昭和60年ごろから耕作しなくなったとの事で原野化して山林になってしまった。

申請地の位置は、羽月小学校より南に500m位の位置で、北、東、西

		は山林、南は市道であります。
		3名の調査委員で協議した結果、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断をいたしました。
		添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、委任状等が添付されております。
		委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。
議	長	16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手、 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
議	長	議案第6号 非農地証明願は、1件申請のうち、1件の証明許可が決定しました。
議	長	その他 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見の聴取について事務局お願ひします。
事 務 局		市長から農業委員長に、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正の意見を求められましたので、改正の部分を実行と改正案を比較して説明いたします。 おもな改正は、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標と農地中間事業、就農促進を図るために青年就農給付金等の各種施策を促進する事項等であります。 「事務局説明」
議	長	事務局の説明が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
18番委員		はい

議長 18番委員

18番委員 農地中間管理機構が本当に農業者のために使いがっつきの良い法律なのか、あるいは我々農業委員にどう関係するのか、農地中間管理機構が農業委員会の協力を求めなさいとか、ただややこしくしたようなものではないかと気がしてならないのです。

一番のメリットは何か、この法律改正をして農業者のため、農業委員会との関係がこんなふうに簡素化されましたとか、良く成りましたとかがあれば良いが、農業委員として不安で、メリット的な事があれば、やりやすくなるのですが、メリットがあったら教えてください。

議長 事務局

事務局 農地中間管理機構を通じて、農地の貸し借りをおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し農業の生産性の向上を図る事業です。

農家のメリットは、複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行い、口座振替で行います。

また、機構集積協力金「補助金制度」があり、一つは、地域集積協力金「地域内の話し合いで、農地を担い手に集積する場合」、二つ目は、経営転換協力金「経営転換または離農等のため、全ての自作地を機構に貸し出す場合」、三つ目は、耕作者集積協力金「現在自分で耕作している農地を、機構を通じて貸し出す場合」等の補助金が交付されます。

機構に貸す場合には、全部事項証明書、印鑑証明書等が必要になります。

また、相続登記がさされていなく複雑の相続人の場合には、機構に貸付けは出来ない場合があります。

18番委員 はい

議長 18番委員

18番委員 国は現場の声を知ってやっているのか、本当に農家のことが分かっつてしているのかを言いたいのです。

それでは、今回農地中間管理機構が出来ましたので、今までの通りの手続きの利用権設定で契約は出来るのでしょうか、こうゆう制度が出来たのだから、こっちを使わんと出来なくなりましたと言うのでは困るのです。

今までの利用権設定は、今までのように使えるのであれば、まあまあ良

いかなと個人的にはそう思うのですが。

議長 事務局

事務局 今まで通りに利用権設定での契約は出来ます。

議長 農政課の方で、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を9月に策定をしなくては成らないと言う事で、急いでいる状況です。

農地保有合理化事業が、農地中間管理事業に変わったから一部変更の意見の聴取を求められているところで今までの意見を市の方に申し上げますがそれでよろしいでしょうか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、農業委員会の意見を回答をいたしません。

議長 事務局月例報告をお願いします。

事務局

月例報告です。

最後のページになります。

8月分の月例報告です。

15日を中心に現地調査をやって頂きました。

本日20日が、第1回目の農業委員会の総会でございます。

21日が県農業委員大会です。

26日が、8月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。

9月の行事予定ですが、16日を中心に現地調査をお願いします。

18日が、第6回目の農業委員会の総会になります。

26日が、9月の定例常任議員会議になります。

以上です。

事務局長

これで、平成26年度第5回農業委員会総会を終ります。

姿勢を正してください。一同礼。

終了時間 午前11時15分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員 **12番委員**

伊佐市農業委員 **13番委員**
